誓　　約　　書

　伊豆市の令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請にあたり、下記事項について誓約します。また、伊豆市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

１　次に掲げる者のいずれにも該当しません。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）役員等（誓約者が個人である場合はその者。誓約者が法人である場合はその役員及び契約委任する営業所等の代表者。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）に該当する者

（３）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

（６）役員等が、下請負契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該契約を締結したと認められる者

２　１の各号に掲げる者が、経営に実質的に関与していません。

３　市との契約に関し、下請負者（下請が数次にわたるときはそのすべてを含む。以下同じ。）を使用する場合は、当該下請者が上記１に該当しないことを確認します。

４　市との契約に関し、下請負者が暴力団員等による不当要求を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、速やかにこれを警察本部又は管轄警察署に報告し、必要な協力を行います。

５　上記１から４までに反する場合の市との契約の解除等、市が行う一切の措置について異議の申し立て、また、市との契約解除によって生じた損害の賠償請求も行いません。

令和　　年　　月　　日

伊豆市長　宛て

所在地

商号又は名称

代表者職氏名